

アガルートアカデミー 司法書士講座
平成30年本試験直前期公開セミナー
《アガルートが贈る YouTube 出陣式》

平成29年1月1日以降の試験範囲内の通達全紹介

アガルートアカデミー司法書士講座講師 司法書士 浅野勇貴

●平 29.3.17 民商 41（商業）

「株式会社の発起設立の登記の申請書に添付すべき会社法第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面の一部として払込取扱機関における口座の預金通帳の写しを添付する場合における当該預金通帳の口座名義人の範囲について」

Q これは何？

A 設立登記の申請書に預金口座の写しを添付しますが、その預金口座の名義人が必ず発起人でなければならないのか疑義がありました。

預金通帳の口座名義人は、発起人のほか、設立時取締役であっても差し支えない。払込みがあったことを証する書面として、設立時取締役が口座名義人である預金通帳の写しを合綴したものが添付されている場合には、発起人が当該設立時取締役に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。

●平 29.3.23 民二 175（不動産）

「被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について」

Q これは何？

A 本籍と住所は別物であるところ、相続登記において、登記記録上の被相続人の住所と、相続を証する情報（戸籍謄本等）上の被相続人の本籍が異なる場合、どのように同一性を確認すべきか疑義がありました。

相続による所有権移転登記の申請において、所有権登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が、戸籍謄本に記載された本籍と異なる場合、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報の一部として、住民票の写し（本籍及び登記記録上の住所の記載あり）、戸籍の附票の写し（登記記録上の住所の記載あり）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書等の提供を求めることなく、被相続人の同一性を確認することができる。

●平 29.3.30 民二 237（不動産）

「数次相続が生じている場合において最終的な遺産分割協議の結果のみが記載された遺産分割協議書を添付してされた相続による所有権移転の登記の可否について」

Q これは何？

A 三次相続が発生し、登記名義人の子の子の子が不動産を相続することのみが記載された遺産分割協議書を添付して、登記名義人からその子の子の子に直接所有権を移転する登記申請がされました。

甲不動産の登記名義人 A が死亡し、その相続人は B C である。B が死亡し、その相続人は D E である。C が死亡し、その相続人は F G である。D が死亡し、その相続人は H I である。この場合、A 名義の甲不動産を H が相続した旨の遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部

とし、「年月日（A死亡日）B相続、年月日（B死亡日）D相続、年月日（D死亡日）相続」を登記原因とするHへの所有権移転登記の申請は1件で行うことができる。

当該遺産分割協議書の記載を合理的に推認すれば、①第一次相続の相続人の地位を承継したE F G H IによりBに不動産を承継させる合意、②Bを被相続人とする第二次相続の相続人E及び相続人の地位を承継したH IによりDに不動産を承継させる合意、③Dを被相続人とする第三次相続の相続人H IによりHに不動産を承継させる合意をすべて包含するものと解されるからである。

●平 29.4.17 民二 292（不動産）

「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」

Q これは何？

A 法定相続情報証明制度を創設した「不動産登記規則の一部を改正する省令」が、平成29年5月29日から施行されることに伴い、いわゆる施行通達が発出されたものです。

法定相続情報証明制度については、それだけで不動産登記法の1単元を構成する大きな話題ですので、一先例として紹介するには紙面も時間も足りません。今年の合格を目指している方は、法定相続情報証明制度を紹介しているインプット教材をお持ちのはずです。どうしても資料がない方は、[法務局の公式サイト](#)をご覧ください。なお、今春の一部改正については、後述する平 30.3.29 民二 166 で紹介します。

●平 29.5.17 民商 83（供託）

「不動産登記規則の一部改正に伴う供託事務の取扱いについて」

Q これは何？

A 法定相続情報証明制度が、供託にも少し影響しました。

法定相続情報一覧図の写しについては、相続人が供託物払渡請求をする場合に添付すべき書面のうち、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面として取り扱うことができる。

●平 29.5.18 民商 84（商業）

「不動産登記規則の一部改正に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて」

Q これは何？

A 法定相続情報証明制度が、商業登記にも少し影響しました。

法定相続情報一覧図の写しについては、商業登記申請の添付書面のうち、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（商号の相続による変更の登記（商登 30Ⅲ）などで必要）及び役員等の死亡を証する書面として取り扱うことができる。

●平 29.7.6 民商 111（商業）

「管轄外への本店移転の登記申請があった場合における登記すべき事項の取扱いについて」

Q これは何？

A 管轄外への本店移転登記の登記すべき事項の記載をシンプルにしたものです。

本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請において、申請書に記載すべき「登記すべき事項」については、商業登記法53条に規定する事項（「会社の成立年月日」を除く）を除き、「別添登記事項証明書のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する取扱いをしているが、旧所在地で直前にされた登記申請が登記事項証明書の記載内容に反映されていないため、この取扱いによることができない事案が多くみられる。

新所在地における登記申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由しなければならないが、申請人の会社法人等番号は新所在地を管轄する登記所の登記官においても明らかなので、新所在地における登記の申請書には「登記すべき事項」として53条に規定する事項（「会社の成立年月日」を除く）の記載があれば足り、その他の事項を省略しても差し支えない。

●平 30.2.8 民商 19（商業）

『『登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン』に基づく会社の設立登記の優先処理について』

Q これは何？

A 起業を促進するために、設立登記を他の登記よりも優先させ、早く処理をすることにしましたものです。

株式会社・合同会社の設立登記（新設合併・新設分割・株式移転を含む）を対象に、ファストトラック化（優先処理）に取り組むものとする。補正が必要な場合を除き、書面申請の場合は申請受付日の翌日から、オンライン申請の場合には添付書面の全部が登記所に到達した日の翌日から起算して、原則として3日以内に登記を完了するものとする。

●平 30.2.27 民商 26（商業）

「法人名の振り仮名を国税庁法人番号公表サイトにおいて公表するための商業・法人登記事務の取扱いについて」

Q これは何？

A 商業登記の申請書の商号の項目に、商号のフリガナを付けることになりました。

登記申請書には、法人名の振り仮名の記載を求めるものとする。法人名の振り仮名は、会社又は法人の種類を表す部分を除いた商号又は名称の読みを片仮名で記載するものとする。

●平 30.3.16 民二 137（不動産）

「異順位の共同相続人の間で相続分の譲渡がされた後に遺産分割協議が行われた場合における所有権の移転の登記の可否について」

Q これは何？

A 数次相続が発生したとき、中間相続が単独相続である場合は当該相続を省略して相続による所有権移転登記をすることができますが、「中間相続が単独相続である場合」についての新たな見解が出されたものです。

甲不動産の所有権登記名義人 A が死亡し、その相続人 B C D による遺産分割協議が未了のまま、さらに D が死亡し、その相続人が E F であった場合において、B C が E F に対してそれぞれの相続分を譲渡した上で、E F 間において遺産分割協議をし、E が単独で甲不動産を取得することとしたとして、E から登記原因証明情報として相続分譲渡証明書・遺産分割協議書を提供して、「年月日（A 死亡日）D 相続 年

月日（D死亡日）相続」を登記原因として、甲不動産についてAからEへの所有権移転登記の申請があったときは、中間相続が単独相続であったことになるから、当該申請に基づく登記をすることができる。

●平 30.3.29 民二 166（不動産）

「法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について」

Q これは何？

A 法定相続情報証明制度の運用を一部改正するものです。

① 相続人の住所が記載されているときは、当該相続人の住所証明情報として取り扱える。

② 続柄の表記は、戸籍に記載される表記である「妻・長男・養子」と記載する。「配偶者・子」でも差し支えない。

③ 被相続人の最後の本籍を記載することができる。

→それまでは、本籍については何も言及しておらず、書いてあっても削除する必要はないという運用をしていました。

講師プロフィール
司法書士 浅野勇貴



平成 18 年 三重大学人文学部社会科学科卒業

平成 20 年 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科

知的財産戦略専攻専門職学位課程修了

平成 25 年 行政書士試験合格

平成 27 年 司法書士試験合格

平成 29 年 群馬司法書士会理事・

日本司法書士会連合会市民の権利擁護推進室委員